

平成25年(厚)第1440号

平成26年7月31日

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対してした後記第2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金及び国民年金法(以下「国年法」という。)による遺族基礎年金(以下、併せて「遺族給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

1 本件再審査請求に至る経緯

一件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日にA(以下「亡A」という。)と婚姻の届出をした同人の妻である。
- (2) 亡Aは、厚生年金保険の被保険者であったが、平成〇年〇月〇日を喪失日として、被保険者資格を喪失し、その後、同〇年〇月〇日(被保険者期間中)を初診日とする非代償性肝硬変・肝不全(初診日における傷病名は黄疸・血尿。)の療養中に、初診日から5年を経過する日前である同〇年〇月〇日に、肝不全により死亡した。
- (3) 請求人は、亡Aの配偶者であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族給付の裁定を請求した。厚生労働大臣は、同年〇月〇日付で、請求人に対し、「国民年金法第37条の2第1項・厚生年金保険法第59条第1項に該当しないため。請求者が死亡者によって生計を維持されていたものと認められないため。」という理由で、請求人に遺族給付を支

給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- (4) 請求人は、原処分を不服として、平成〇年〇月〇日、〇〇厚生局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求をするも、60日経過しても審査官の決定がないとして平成〇年〇月〇日(受付)、当審査会に対し、再審査請求をした。なお、その後同年〇月〇日付で、審査官による審査請求を棄却する旨の決定がなされている。

2 争点

- (1) 厚生年金保険の被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡(以下「初診日から5年以内の死亡」という。)した場合、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族がその者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者として、①その者と生計を同じくし、かつ、②年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者(以下、②の要件を「収入要件」という。)でなければならないとされている(厚年法第58条第1項第2号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10及び「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。
- (2) 国民年金の被保険者が死亡した場合、その者の妻又は子に遺族基礎年金が支給されるが、遺族基礎年金を受けることができる妻(被保険者の死亡の当時、一定要件の子と生計を同じくする妻に限る。)である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者として、その者と生計を同じくし、かつ、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認

められる者以外の者（以下、この要件を「収入要件」という。）でなければならぬとされている（国年法第37条第1項第1号、第37条の2第1項、第3項、同法施行令第6条の4及び上記認定基準）。

- (3) 上記(1)及び(2)に該当するためには、死亡した被保険者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに、国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上でなければならない（以下、保険料に関する要件を「保険料納付要件」という。）ところ、本件の場合、保険料納付要件を満たしていること及び「初診日から5年以内の死亡」に該当することについては、当事者間の争いはないのであるから、本件の争点は、上記(1)及び(2)の法令等の規定に照らして、請求人が、亡Aの死亡に係る遺族給付を受給することができる配偶者に該当しないと認められるか、否かである。

3 争点に関する請求人の主張

本件裁決書添付別紙「再審査請求書 再審査請求の趣旨及び理由」のとおりである。

第3 当審査会の判断

1 「略」

- 2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 上記認定基準によれば、遺族給付の受給権者に係る生計維持関係の認定について、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、収入要件を満たしているとき、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

- (2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとしては相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、上記1で認定した事実により、請求人は、収入要件については満たしているものと認められるものの、前記(1)のイに該当しないことは明らかであるので、前記(1)のイに該当するものと認められるかどうか問題となる。

請求人は、飲酒時の亡Aの暴力、暴言のためノイローゼ状態となり、突発的に家を出て、平成〇年〇月〇日付で、子供達と共に住所を〇〇の住居に移しているが、一時別居を提案した請求人に対し、亡Aは、同月〇日〇万円を引き出し、そのお金を引越にかかるからと請求人に持たせた。同月〇日、亡Aは、子供達の「全期間払込生存保険金付18歳満期学資保険」を解約して約〇万円余を得たが、その一部〇万円を、同月〇日に、生活費教育費に使ってほしいと子供が飼っていたカメラや文房具などといっしょに、子供達が通う学校を探しあてて持って行った。また、同年〇月〇日、当時亡Aは入院し、傷病手当金を受給していたが、請求人が引き出した〇万円を、亡Aは生活費や子供の教育費にかかるからと請求人に手渡した。

音信・訪問についても、子供と共用で使っていた携帯に、ほぼ毎日、亡Aから電話があり、その携帯電話代も亡Aが払い、請求人及び子供達が自宅や亡Aが入院する病院へ行く度に、亡A

が交通費を出し、また、公共料金の支払いや家の支払いも月に一度、亡Aの資金から支払っていた。このような生活状況の中で、請求人は、DVの状態が改善されたら将来夫婦としてまた一緒に生活していこうと考えていたことが認められる。

これらを総合して見ると、請求人と亡Aの別居は、DVを契機とする夫婦関係の調整を目的とする側面があることは否定し得ないとしても、夫婦関係の調整を目的とする別居は、いわゆる冷却期間をおくことにより、夫婦間の問題点を洗い出し、解決策を見出し、円満調整を図るという視点からこれを見れば、夫婦和合の有効な手段として、家事調停においてもしばしば行われるものであり、また、一方では、亡Aの病氣療養のための別居とみることもでき、別居後においても、経済的援助のみならず、子供が通う学校を探し当てて、子供が飼っていたカメを、亡Aが持ってきたり、ほぼ毎日子供達の携帯電話に亡Aから電話が入るなど、家族の信頼と愛情を窺わせる交流が認められ、認定基準イという「その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき」に該当するとみることができ、生計維持関係にあったと認められる。

- (3) そうすると、請求人は亡Aによって生計を維持していたものであるから、同人の死亡による遺族給付の受給権を有することになる。よって、請求人に対し遺族給付を支給しないとした原処分は妥当でなく、これを取り消すべきである。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。